消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

厳しい財政状況の下、一層本格化する少子高齢社会にあって、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連8法案が昨年8月に成立しました。そして、安倍総理は法律通り明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をしました。法律ではさらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっております。

消費税率の引上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8%引上げ段階では「簡素な給付措置」が 実施されます。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められております。食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約7割が導入を望んでいます。

与党の平成 25 年度税制改正大綱では「消費税 10%への引上げ時に、 軽減税率制度を導入することをめざす」とし、「本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で、結論を得る ものとする」と合意されています。よって、政府においては、下記の事 項について、速やかに実施することを強く求めます。

記

1.「軽減税率制度」の導入へ向けて、年内に結論を得るようその議論を 加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に 対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、 鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 18 日

嘉麻市議会

意見書提出先 内 閣 総 理 大 臣 財 務 大 臣 総 務 大 臣